

## 第10期滋賀県人権施策推進審議会第3回会議 概要

日時：令和2年10月30日（金）13:30～15:30

場所：滋賀県大津合同庁舎7-C会議室

### 1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、大河原佳子、鍵本里奈、木村登代美、兒玉典子、坂元茂樹、末松史彦、  
徳重隆治、西川真美子、薬師寺公夫、矢倉由美子

### 2 議題

令和3年度人権に関する県民意識調査について

### 3 その他（報告事項）

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる県の取組について

### 4 議事

#### ◎ 開会

#### ◎ 滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

#### ◎ 委員紹介および事務局の紹介

#### ◎ 出席委員の確認

13名中11名出席

（うち5名（大河原委員、鍵本委員、坂元委員、西川委員、矢倉委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

#### ◎ 資料の確認

#### 議題 令和3年度人権に関する県民意識調査について

（1）調査概要（案）および調査票作成にあたっての考え方（案）について

（2）設問項目（案）について

<資料1-1～6および参考資料に基づき、事務局より説明>

#### 会長

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえて、皆さまからご意見、ご助言等をいただきたい。

まず全体の説明についての質問等はあるか。特にないようであれば、本日は前回の会議で

出された意見を踏まえ、資料1-2の概要案が作成されているので、これについてのご意見、ご質問等があればお願いしたい。

#### 委員

資料1-2の「2. 調査項目」(5)の4に「外国人(ヘイトスピーチを含む)」と書いてあるが、関係法令に「ヘイトスピーチ解消法」があることは分かるものの、外国人分野に限ってヘイトスピーチを入れるのは少し違うのではないか。ヘイトスピーチは必ずしも外国人だけの問題ではないので、これにどのように対処されるつもりなのか、疑問に思った。

#### 事務局

ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチ解消法の対象が基本的に本邦外出身者となっているため、外国人分野の質問に含めさせていただいた。委員がおっしゃるような外国人以外の人に対するヘイトスピーチについては、ここでは対象としていない。

#### 委員

了解した。根拠を法令に求めるのであればそれでいいと思うが、そのことがひと言、文章で分かるようにしておいていただきたい。ヘイトスピーチの概念は広がってきているため、ここでは外国人に対するものと位置付けていても、後で矛盾が生じてくることもあると思われるので、よろしく願います。

#### 事務局

ご意見を踏まえ、表現を検討させていただきたい。

#### 会長

質問項目の具体的な文言は次回の会議で詰めていきたいと思うので、本日は質問の趣旨について検討させていただきたい。

他にはいかがか。資料1-2で一つ大きな判断をさせていただいたのが、「2. 調査方法」の(2)の2「調査対象」で、調査票のフェイスシートには性別欄を設けなかったことである。これは今回が初めての試みであり、前回の会議でのご意見や質問項目の内容等を踏まえ、性別をあえて問う必要はないのではないかと判断したものであるが、この点についてご意見はあるか。

#### 委員

前回の意識調査において、性別欄の設問で「3 答えたくない」と回答した人の割合は分かっているのか。

## 事務局

前回調査で「3 答えたくない」を選択した人は、回答者1,575人中52人となっている。

## 委員

最近自分が関わった他の自治体の意識調査の例でいうと、A市では「その他」・「回答したくない」、B市では「回答したくない」という選択肢が設けられている。そのような選択肢を選ばれる方は、性自認に関する悩みを抱えておられる方であるとも考えられる。

先程の説明では、前回調査では回答内容に男女差はほとんど見られないということであったが、「答えたくない」を選択する方がどれぐらいいるかということ把握することにもそれなりの意味があり、「その他」や「回答したくない」といった選択肢を残すことにも意義があるのではないかと。

## 事務局

ご指摘の件については、事務局でも一度議論をさせていただいたが、前回調査では「答えたくない」を選択された人が少なく、回答率も3.3%に過ぎないため、これぐらいの回答数では統計的な分析が困難ではないかと考えたのが削除の理由の一つである。

それから、先程も説明させていただいたが、県としては申請書等の性別欄の取り扱いの見直しを推奨しているところであり、その旗振り役でもある人権施策推進課が実施する調査については、この際、性別欄をなくすのもよいのではないかと考えた。

実際のところは事務局としても判断に迷っており、ご意見は非常にありがたいと考えているが、このような観点から、今回は性別欄を廃止してはどうかとして案を提示させていただいたところである。

## 会長

この問題については色々な考え方があると思われるが、次回の会議では一定の結論を出さなければならないため、関連するご意見等があれば、発言いただきたい。

私自身も先日、事務局からこの話を伺ったが、男女共同参画の観点等から性別欄が必要なこともあると思われるものの、今回は県の新しい方針に合わせて、思い切って変えてみてはどうかといった形で議論をしたところである。

委員からは、むしろ性自認について悩んでおられる方の実態を掴むという観点で、この「答えたくない」という選択肢にも意義があるのではないかとのご指摘をいただいたが、それはそれで一つの考え方になると思われる。この辺りも含めて、他にご意見はあるか。

## 委員

私としては、性自認に悩みを抱えた方がこの選択肢を見た時にどのように感じるかとい

うことが気になる。おそらく、不快に思われる方もおられるのではないかと。

また、この意識調査の内容がLGBTQに特化したものなのであれば、性別欄を設ける必要があると思うが、設問項目の案を見ると、そういったものに関係した設問は少ないと思われるため、県として性別欄をできるだけなくすという方針があるのであれば、削除してもよいのではないかと。

#### 会長

他にはいかがか。最終的にはまた事務局で議論いただき、次回の会議で方針を決定することになると思われるので、遠慮なく発言いただきたい。

#### 委員

調査票上の質問の順番であるが、年齢や性別を最初の方で聞くのではなく、質問を先にした上で最後に聞く流れで構成するというのはどうか。

#### 事務局

確かにそのような方法もあると思うので、検討させていただきたい。

#### 会長

ただ今のご意見も併せて、検討をお願いしたい。

他にもこの資料1-2に関連して、何かご意見はあるか。外国籍の方への対応について、「やさしい日本語」の調査票というのは、振り仮名を付けたり、日常的に使われていても少し理解が難しいと思われるような言葉について、より分かりやすい表現に言い換えた調査票を別途作成するということでよいか。

#### 事務局

その通りである。外国籍の方には翻訳調査票と一緒に、「やさしい日本語」に配慮して作成した調査票を送らせていただくということである。

#### 会長

この翻訳調査票に関して、他にご意見はあるか。それから、韓国・朝鮮籍の方については、人数は比較的多いものの、過去の調査では日本語の調査票で回答されている例がほとんどであると考えられるため、韓国語の翻訳調査票は作成しないということによいか。

また、英語については、前回は翻訳調査票を作成したが、母語が英語である人は比較的小さいため、翻訳対象から外す。そういうことでよいか。前回調査では、英語の調査票での回答はどのくらいあったのか。

## 事務局

今回は外国籍対象者53名に調査票を送付したが、そのうち翻訳調査票で回答があったのは8名であった。その中で最も回答が多かったのはポルトガル語で4件。それから、英語の回答が3件あり、残りは中国語が1件である。なお、外国籍の方でも日本語の調査票で回答されている場合もあると思われるが、その数は不明である。

## 会長

今の説明についてご意見はあるか。英語での回答が3件あったということが若干気になるが、大丈夫か。

また、外国籍住民の人口動態も変化しているのか。経済的な状況も変わっているし、今は新型コロナウイルス感染症の影響で日本に来られないといった事情もあると思われるが。

## 事務局

外国籍住民の人口割合については、昨年12月末現在でいうと、ブラジルが約30%、中国とベトナムが約15%、それから韓国・朝鮮が約14%、フィリピンが約8%、ペルーが約5%、インドネシアが4%と続いており、後はその他の国籍が約10%といった内訳になっている。

前回調査時の人口割合については、平成27年12月現在でいうと、ブラジルが約30%、韓国・朝鮮が約20%、中国・台湾が同じく約20%、それからフィリピンが約9%、ペルーが約6%、あとはその他が約15%となっている。

今回はベトナムがその他に含まれていたが、今回は約15%、5,000人程度おられるということであり、ブラジルや中国も実数が増加している。また、フィリピンも若干増加しているが、ペルーは横ばいといった状況である。

## 会長

前回調査では、資料1-2の翻訳対象言語に英語を加えた6か国語の調査票を作成したということではなく、元々の対象言語5か国語の中に英語が含まれていたということではないか。

## 事務局

その通りである。今回は資料1-2の「2. 調査方法」(3)にポルトガル語・中国語・ベトナム語・タガログ語・スペイン語の5か国語が記載されているが、今回はこの中のベトナム語が英語となっていたということである。

## 会長

ベトナムの方の人口が増えているということで、ベトナム語が必要ということは理解で

きるが、絶対数としては決して多くはないものの、今回は英語の回答が3件あったということが少し気になる。

#### 委員

共通語とも言える英語を対象から外すのは、あまり良くないのではないか。滋賀にはミシガン大学等からの留学生が来ており、中には中国の方もおられるが、英語はきちんと話されている。このように、英語であれば回答ができる人もいるということも含めて考えると、英語は残しておいた方がよいのではないか。

#### 会長

翻訳費用の問題も検討する必要があると思われるが、現時点で事務局から何か回答はあるか。

#### 事務局

ただ今のご意見については、英語であれば母語でなくても理解できる方がおられるということであると思うので、検討させていただきたい。

#### 会長

それでは、この問題はまた別途検討するということでよろしいか。

資料1-2には、他にもまだ検討が必要なものがある。質問数については、過去の調査を踏まえ、23問から30問程度を基本とするということであるが、概ねこのような形で進めていくということによいか。

クロス集計については、前回調査でもいくつかの内容で行ったが、対象者数が少ないとなかなか分析しにくいという問題もあったかと思う。ただし、これは集計上の問題であるため、質問項目の内容そのものを考える際に議論するのではなく、集計の段階で考えればよいということになるのか。

#### 事務局

クロス集計については、先程も申し上げたが、質問項目を考える中で、どの程度行えばよいかということも併せてご議論いただきたいと考えており、次回以降の会議でまた案を提示させていただければと考えている。

#### 会長

他のご意見はいかがか。

## 委員

性別欄の件について、最終的に性別欄は設けないということで進めるのか、それとも設けるのか。先程委員からご意見があったが、その辺りはもう決定しているのか。

## 会長

本日決定するというのであればさらに議論が必要であるが、先程両方の観点からのご意見があったので、これを踏まえて事務局でまた検討してもらえればと考えているが、いかがか。他にもご意見があれば、一緒に出していただけるとより検討しやすくなると思うが。

## 事務局

本日はまだ結論を出していただかなくてもよいので、この場で様々なご意見をいただき、それを踏まえて事務局でまた検討させていただきたい。

## 会長

今回の会議では、おそらく質問内容を含めた調査票の案がほぼ出来上がる形になると思われる。本日はこれを踏まえ、前回会議での意見を反映した調査の柱建てを提示いただいたところであるので、さらにご意見があれば事務局で検討いただくこととして、結論は次回ということにしたいと思う。

それでは、次は資料1-3の調査票案の作成にあたっての考え方についてであるが、前半は先程の調査概要案とほぼ同じ内容であるので、後半の設問項目に関する考え方について、ご意見があれば発言いただきたい。

## 委員

滋賀県の意識調査の特徴であると思うが、人権全般についての質問ということで、問1「人権が尊重されるとはどういうことだと思うか」、また問2「今の滋賀県は『人権が尊重される社会』になっていると思うか」という質問から始まっている。

これに対して、他の自治体の意識調査では、その地域の住民がどのような人権課題に関心を持っているかということで、女性・子ども・高齢者・障害者等、個別の分野への関心度を尋ねるパターンが多いように思われるが、滋賀県では調査開始当初からずっとこのように、個別の人権課題への関心度は問わない形で調査をしているのか。

## 事務局

その点についても、過去の調査の中で何度か議論してきたところであるが、その際の結論としては、どんな人権課題にも軽重はなく、どの人権課題に関心があるかを尋ねる必要性は薄いのではないかと考え、そうした質問は設けてこなかった。これが正しいかどうかという問題はもちろんあるが、考え方としてはこのように整理してきたところである。

## 委員

説明いただき感謝する。ただ、このような意識調査を行う場合、非常に強い拒否感が見られる人権課題がある。例えば、刑を終えて出所した人の人権や、そのような人との結婚については強く反対するといった調査結果が出ることもあるが、今回の案にはそういった課題についての質問も含まれていない。また、パワハラや、ホームレスの方の人権等の課題に対する関心を聞くことにもそれなりの意義があるのではないかと思っていたが、そういった考え方であるということであれば、了解した。

## 会長

問1と問2については、調査開始時から経年度で変化を見てきている質問ではなかったか。

## 事務局

その通りである。

## 会長

他にも、どんなことでも構わないので、ご意見があれば伺いたい。変更した質問、削除した質問もあるし、前回の意見を踏まえて新たに追加した質問もあるので、それらについてもご助言をいただきたい。

## 委員

資料1-4の令和3年度調査ベース案の問13について、前回は「性同一性障害」という精神医療用語のような言葉が使われていたが、今回は法務省の啓発等でも「性的指向・性自認」といった言葉に変更しているということで、この質問の表現が変更されている。しかしそうすると、「性的指向・性自認」という言葉が何を指すのかということが読み手に伝わらない可能性があるのではないか。

「性的指向」と「性自認」は少し違う概念であり、それを一緒にして尋ねることに引っかけるところがあるが、「性的指向・性自認」というのは専門家であれば知っている、といった言葉であるので、注釈を付ける等、説明をして理解いただけるようにしてもらえればと思う。

## 事務局

ご意見をいただきお礼を申し上げます。前回の調査票でも「性同一性障害」とはどのようなものであるのかという解説を付けているので、今回もこの「性的指向・性自認」に解説を付けることにより、正しく理解いただけるようにしたいと考えている。

## 会長

この質問は、前回の調査票では何番の質問になるのか。

## 事務局

問16になる。前回の調査票ではこの問16の下に解説を付けているので、同様にさせていただきたいと考えている。

## 会長

啓発パンフレット等では最近この「性的指向」と「性自認」の概念の違いを説明しているものも増えていると思われるが、どの程度浸透しているのかといった問題は確かにあるので、解説を付けるようにした方がよいということで、検討いただきたい。

他にも何か気付かれた点があれば、ご発言いただきたい。

## 委員

同和問題に関する質問について、令和3年度調査ベース案の問16に「同和問題について初めて知ったきっかけは何からか」というものがあるが、これは同和問題について知っていることを前提とした聞き方になっていると思われる。

また、この質問は前回調査では問9であり、その回答の選択肢には「13 このアンケートで初めて知った」というものがある。そうすると、この選択肢を選んだ人は次の問10「同和問題の解決方法についての考え方」および問11「同和問題の解決についての思い」には回答ができないと思われるが、これらの質問の回答状況について、何か分析等は行っているのか。今は同和問題について全く知らない人も増えてきていると思われるが、そのような人がこの問10・問11にどのように回答しているのか疑問に思った。

## 事務局

同和問題については、前回調査では問9の欄外に解説を付けており、この調査票を見るまで知らなかったという方には、その内容を見た上で「このアンケートで初めて知った」を選択されていたものと思われる。

## 委員

前回調査でそのように回答した人が、問10や問11ではどのような回答をされたかを分析しているのかを伺いたい。おそらく、回答に困る質問ではなかったかと考えているのであるが。

## 事務局

「このアンケートで初めて知った」を選択した人については、次の問10・問11には回

答しない形にする方法もあるかと思うが、ここでは一応、不十分ながらも同和問題とは何かということについて解説しているため、この解説を見て同和問題について学習されることも期待し、次の質問に進んでいただく形としていた。このようなやり方が正しいのかということについては、ご意見を踏まえてまた十分検討させていただきたい。

#### 委員

今の問題であるが、委員からご指摘があったとおり、同和問題について「知らない」や「初めて知った」と回答した人については、その後の関連する質問の回答を省略し、次の質問に進んでくださいとする方法が一般的ではないか。同和問題についてよく知らない人にその後の質問への回答を求めることは、非常に難しいと思われる。

先日関わったA市の意識調査では、「同和問題について初めて知ったのはどのようなことがきっかけですか」という質問について、「同和問題を知らない」と答えた人は、その後の質問には回答せず、次のインターネット上の人権侵害に関する質問に進んでもらうという形をとっていた。同和問題についてよく知らない人に回答を求めても、正確な意識の把握につながるかどうかは疑わしいため、できればその後の回答は省略した方がよいのではないか。

#### 会長

これまでの滋賀県の意識調査では、一部の質問の回答を省略するという方法はあまり取り入れられていなかったのか。

#### 事務局

これまでの調査ではそのような方法は取り入れられておらず、確かに盲点であったかもしれない。ご意見は十分承ったので、また検討させていただきたい。

#### 会長

調査票全体の構造に関わる問題であるため、検討をお願いします。

#### 委員

外国籍の方への配慮に関しては、今回の新型コロナウイルス感染症がきっかけともなり、社会的にも大変充実しつつあるのではないかと感じているため、それが今回の意識調査にも反映されるのは素晴らしいことであると思う。

その新型コロナウイルス感染症に関して、資料1-2と1-4に関連する質問が設けられており、先程事務局からは来年の10月頃の意識調査実施時にはどのような状況になっているか分からないといった説明もあったところである。私自身は新型コロナウイルス感染症について詳しい訳ではないが、今後インフルエンザと同様の感染症として取り扱うと

も言われる中で、新型コロナウイルス感染症だけ特別に質問項目を設けるのか、それともH I V等の他の感染症に含めて一つにまとめるのか。その方がすっきりするのではないかと感じた。

#### 事務局

今ご指摘いただいた点については、事務局でも検討させていただいていた。現状では新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が大きな問題となっているため、質問にも意味があるのではないかと考えているが、今から1年後の時点であっても質問を設けるのがよいのかどうかという点については、ご意見を踏まえてまた検討させていただきたい。

#### 会長

新型コロナウイルス感染症がさらに大きな問題になるかどうか、今の状況ではなかなか分からないので、ご意見を踏まえ、案としては両方の可能性考えるということをお願いしたい。

#### 委員

私もできれば、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等についての質問は残してもらいたいと思う。新型コロナがインフルエンザと異なるのは、単なる感染症としての問題だけでなく、外出の自粛等、様々な対策による県民への心理的影響が出ていることではないか。外出機会の減少によるストレスや友人との付き合いの減少による孤立感、あるいは家族関係への影響等もあり、インフルエンザでは見られない自殺者の増加といった問題も起こっていると聞いている。今後状況がどのように変わるかは分からないが、社会に非常に大きなインパクトを与えている問題であるため、社会的関心を集めている人権課題として、意識調査でも質問を設けた方がよいのではないかとと思う。

#### 会長

新型コロナウイルス感染症に関する質問については、設ける、設けないの両方の観点からご意見をいただいたと思うので、少し課題は多くなるが、検討をよろしくをお願いしたい。

#### 事務局

今回の案については、前回の会議で新型コロナウイルス感染症に関する質問を設けてはどうかというご意見をいただいたことを受けて提示させていただいたものであるが、様々な観点があるということで、今後また検討させていただきたい。

#### 会長

よろしく願います。

## 委員

私はここまで議論となっている質問の追加には賛成しているが、削減される質問についても意見を申し上げたい。

まず、前回調査の問3と問4について、問3は令和3年度調査のベース案にも残っており、その回答を分析するのは非常に大切なことであると思われるが、もう一つの問4についても、回答の状況を見てみたい。調査票の後半に別に質問を設けてもよいが、私としてはこの問4あたりに、他人が人権侵害を受けた場面に居合わせた経験の有無を聞く質問があってもよいと思うし、状況がどのように変わっているのかを知りたいと考えている。

もう一つは前回調査の問18、日常生活での考え方についての思いの質問である。今回の案ではこの質問を削除するということであるが、結婚相手を決める時に家柄や血筋に拘るかという問題については、女性差別にも関わりがある問題であると思われるので、これをできれば令和3年度調査ベース案の問5、女性の人権問題に関する質問に項目として追加することはできないかと考えている。そういったことが可能かどうか、少し検討していただきたい。

## 会長

ご意見をいただき感謝する。可能であれば、問5の回答の選択肢の中にこのような結婚の問題に関する項目を追加してほしいということでもよろしいか。

## 委員

結婚に関する差別の問題は必ずあると思うので、そのような問題に関する項目を入れてもらえればということである。

## 会長

ただ今の点について、すぐに回答を求めるということではないが、事務局から何か意見等はあるか。

## 事務局

ご指摘を踏まえ、質問にそのような要素を盛り込めないか、検討させていただく。また、先にご意見をいただいた問4に関しても、併せて検討させていただきたい。

## 委員

令和3年度調査ベース案の問10について、対象がエイズ患者・HIV感染者やその家族の二つに限定されているが、感染症患者に関する差別ということであれば、もっとほかにも対象があるのではないか。滋賀県にはハンセン病患者等、他の感染症の患者もおられると考えられるので、そういった感染症が含まれていないのはどうかとも思う。

## 事務局

感染症に起因する差別としては、先程の新型コロナウイルス感染症のほか、ハンセン病等の他の感染症に起因するものも当然あると思われるので、質問の表現や対象をどうするか、また検討させていただきたい。

## 会長

よろしく願います。

## 委員

私も今の質問は、「エイズ患者・H I V感染者」だけに対象が限定されているように感じる。ハンセン病については、日本では非常に長い間差別の問題があり、去年は熊本地裁でハンセン病患者の家族に対する国家賠償の判決が出されたこともあった。そのため、少し質問の表現を変更し、「H I V感染者やハンセン病患者とその家族等に関する事柄で、人権上、どのようなことが問題だと思うか」というように、ハンセン病患者のことを含めた方がよいのではないかと思った。

## 会長

ただ今のご意見に関しては、前回調査の検討時には特に議論はされていなかったか。

## 事務局

前回調査では特に議論はされていなかった。我々としては、「家族等」のところに他の感染症のことも含まれるものと解釈していたが、この「等」だけで十分解釈しきれないとも考えられるため、もう少し丁寧な表現を検討させていただきたい。

## 会長

人権全般に関する質問については、経年変化を見る必要があるが、個別の人権問題というのはその時々で状況で変化するものであるため、そのような変化をできるだけ拾っていくということで検討をお願いしたい。

もうあまり時間はないが、他にも何かお気づきの点等があれば遠慮なくお願いしたい。

## 委員

令和3年度調査ベース案の問21について、これだけは他の人権課題に対する質問と違い、必要な対策について質問しているが、人権に対する意識調査という観点からは、少し趣旨がずれているのではないか。

また、先程の意見にもあったが、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者が転居を余儀なくされたり、医療従事者やその家族に対する差別があるなど、一般の感染症とは全く

異なる人権問題が見られており、滋賀県でもそのような事例が報告されているため、人権上どのようなことが問題だと思うかということを知る質問が必要でないかと思った。

#### 会長

ご意見いただき感謝する。人権侵害の実情を把握するという観点から、限られた質問数の中で何を選択していくのかという話でもあるかと思うが、事務局としてはいかがか。

#### 事務局

この質問については、今年5月に行ったWebアンケート調査の質問を仮置きしているものであるため、ここまでいただいた様々なご意見を踏まえ、また内容を検討させていただきたい。

#### 会長

他にも何かご意見はあるか。

#### 委員

令和3年度調査のベース案の問4(4)に「自分が人権侵害を受けた時の対応」があるが、その質問の後に、滋賀県の人権相談窓口の認知度等を知るような質問を設けたらどうか。法務局等の人権相談窓口も挙げながら、滋賀県としてはこのような相談窓口がありますよ、ということを知ってはどうかと思うが、そのような内容は調査票に含まれているのか。

#### 会長

今のご意見についてはいかがか。人権侵害に関する具体的な相談場所がどの程度認識されているか、ということに関する質問を設けてはどうかというご提案であるが。

#### 委員

今のご意見に関して、前回調査の問3(4)に「差別や人権侵害を受けたときに、どのような対応をされましたか。いくつでも選んで○をつけてください」という質問があるため、その回答の選択肢に相談窓口の情報を含めておけば、「ああ、こういうものがあるのか」ということが分かってもらえるのではないか。あまり質問数を増やす訳にはいかないので、苦肉の策ではあるが。

#### 会長

ただ今のご提案も含めて、また少し検討させていただくということではどうか。

## 事務局

相談窓口の認知度については、法務省の調査にも質問が設けられているが、今ご意見をいただいたように、限られた質問数の中でどのように反映させるのかということを含めて検討させていただきたい。

## 委員

よろしく願います。

## 会長

その他、今は特にご意見がないのであれば、いったん次の議題に移り、最後にもう一度まとめてご意見をいただくということによろしいか。

それでは続いて、「その他」として、本日は新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる県の取組について報告があるということなので、事務局より説明をお願いします。

## その他（報告事項）

### 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる県の取組について

<資料2-1～2に基づき、事務局より説明>

## 会長

ただ今の事務局からの説明に関して、ご意見やご質問、ご助言等があれば、自由にご発言いただきたい。

## 委員

相談件数については、地域差のようなものはあるのか。例えば大津や草津等、都市部の方が多いのか、あるいは郊外の方が多かったとか、そういった特徴はあるのか。

## 事務局

相談が多いのは、やはりクラスターが発生した地域である。例えば甲賀地域でクラスターが2か所発生した際は相談が非常に多かったが、それ以外は都市や郊外といった区分による違いはあまりないように感じている。

## 委員

先程の相談件数については、県として確認した件数を報告いただいたものと思われるが、それぞれの市町の人権関係課等にも相談が寄せられることもあるかと思う。そのような相談について、今後県全体の件数を集約するといったことを行われる予定はあるのか。

## 事務局

この「新型コロナ人権相談ほっとライン」開設後、県に対する相談についての情報提供と併せて、市町にも相談があった場合、県に情報提供いただきたいということで連携している。ただし、現時点では市町から具体的な報告はいただいている状況である。

## 会長

他にも何かご意見等はあるか。本日の議題全体を通じての内容でもよいが。

## 委員

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等の相談について、このような相談をする方というのは、相当困って相談をされているはずであるが、一方では目に見えない人権侵害とうものもあり、相談できずに一人で悩みを抱えておられる方も多いのではないかと思う。

そうすると、今は少し感染者数が落ち着いている状況であるため、今後また感染者数が増加した場合に備えて、この時期に新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について意識を高めてもらうための取組をしておいたほうがよいのではないかと思う。

## 会長

じんけんフェスタのような人を集める形での取組が困難である中であっても、今後の状況に応じて有効な取組を実施しなければならないという問題もあると思われるが、事務局から何か意見等はあるか。

## 事務局

今ご意見をいただいた件については、既に10月よりラジオ広告の第2弾を放送しており、FM滋賀で人権侵害をやめようという内容の60秒のラジオ広告を56回放送する形となっている。

12月の初旬頃にはびわこ放送でテレビCMを流すことも予定しており、現在作成中である。こちらはYouTubeへの掲載も予定しており、びわこ放送は視聴者が一定限定されるが、YouTubeでは若者向けにも広告として15万回程度表示することを予定している。

また、先日はえふえむ草津・FMおおつ等のミニFM局、さらにはZTVや東近江ケーブルネットワーク、あいコムこうかの県内のケーブルテレビ局3社に対して、これまでに作成したラジオ広告・テレビCMを「空いている枠があれば、申し訳ないがぜひ放送していただきたい」としてお願いをさせていただいた。ご指摘いただいたとおり、今この時期にしっかりと啓発をすることで、次の感染拡大時に対応できるよう取り組んでいるところである。

## 会長

そろそろ時間が来たようであるが、本日オンラインでご参加いただいた皆様は、きちんと

話は聞き取っていただけたか。特に問題はなかったようなので、次回の会議は全員が対面で開催できることを願っているが、新型コロナウイルス感染症に関する状況が今後どのように推移するかが分からないため、引き続きこのような形での会議開催をお願いしたい。

それでは、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行を引き継がせていただきたい。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきお礼を申し上げます。